

笠田高校2棟・3棟解体に伴う産業廃棄物収集・運搬及び処分業務仕様書

1 業務内容

香川県立笠田高等学校から排出される産業廃棄物について、収集・運搬及び処分を行う。

2 関係法令の遵守

処理業務の遂行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。

3 業務の委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 廃棄物の種類

廃棄物の種類：廃プラスチック類、ガラス陶磁器くず、金属くず、紙くず、木くず

5 収集場所

三豊市豊中町笠田竹田 251 香川県立笠田高等学校（本校） 学校指定箇所

6 業務要領

(1) 塵芥コンテナ（4t）にて集積された廃棄物をボックス等ごと入れ替え又は回収することにより収集業務を行う。

見込塵芥コンテナ数 25車

(2) 工事等により、塵芥コンテナの設置場所が変更になる場合があるので、学校の指示に従い、コンテナを設置すること。

(3) 校内の安全通行に留意するとともに、作業を行う場所若しくはその周辺に第三者が存在する場合または立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を講じ事故発生を防止すること。

(4) 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）は、本校事務室にて交付するので受領すること。

(5) 産業廃棄物の処理基準については、産業廃棄物の適正処理の手引き（香川県HPに掲載：<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/haikibutsu/kfvn.html>）によること。

(6) 業務終了後は、ただちに業務終了報告書を作成し提出すること。

ただし、収集・運搬業務については、マニフェストB2票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

7 その他

(1) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 使用者として、労働関係法令を遵守すること。

(3) 見込塵芥コンテナ数は契約を担保するものでない。